

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて
(阿見町介護保険条例の一部改正について)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月6日 提出

阿見町長 千葉 繁

専決処分第 8 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

阿見町長 千 葉



記

阿見町介護保険条例の一部改正について

阿見町介護保険条例の一部を改正する条例

阿見町介護保険条例(平成12年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(令和7年度の市町村民税世帯非課税者に係る令和8年度の保険料の特例)

第11条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、令和7年度において当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、令和8年度において令附則第25条の規定により当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定により市町村民税が課されている者とみなされた者の保険料については、本則第13条第1項の規定にかかわらず、保険料を減免することができる。

2 本則第13条第2項の規定にかかわらず、前項の規定により保険料の減免を行う場合は、保険料の減免に係る申請書の提出を省略することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

阿見町介護保険条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>附 則 (新設)</p>	<p>附 則 <u>(令和7年度の市町村民税世帯非課税者に係る令和8年度の保険料の特例)</u> 第11条 <u>第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、令和7年度において当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、令和8年度において令附則第25条の規定により当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定により市町村民税が課されている者とみなされた者の保険料については、本則第13条第1項の規定にかかわらず、保険料を減免することができる。</u> 2 <u>本則第13条第2項の規定にかかわらず、前項の規定により保険料の減免を行う場合は、保険料の減免に係る申請書の提出を省略することができる。</u></p>	

議案第 40 号 説明資料

【条例改正の概要】

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和 8 年度の介護保険料の減免について、阿見町介護保険条例の一部を改正するものであり、3 月 31 日付で専決処分し、承認を求めるものである。

1 対象条例

阿見町介護保険条例

2 主な改正内容

令和 7 年度税制改正の決定を受け、前年度住民税非課税世帯について、令和 8 年度も引き続き住民税非課税世帯として判定されるよう、阿見町介護保険条例の一部を改正し、介護保険料を減免する。介護保険料の減免を行う場合は、介護保険料の減免に係る申請書の提出を省略することができる。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日